

○厚生労働省告示第三百三十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項及び第三項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条から第六十条まで並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

1 の生物学的製剤の表乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子の項中「282,900円」を「241,900円」に、「265,400円」を「224,500円」に、「6本」を「5本」に、「5本」を「4本」に改め、同表乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの項中「298,600円」を「257,700円」に、「5本」を「4本」に、「4本」を「3本」に改める。

2 の生物学的製剤の項乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの目中「3.3、」を削る。